

豊中市、吹田市、茨木市内に施設等を有する各法人 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

新型インフルエンザに係る対応について

標記につきましては、平成21年5月17日付け法指第1059-3号にて、休業要請等をお願いしているところですが、本日政府において新たな「基本的対処方針」が決定されたことを受け、5月23日(土)に大阪府新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、保育施設、高齢者通所施設等の再開・休業に関する新たな方針が示される予定です。

上記「基本的対処方針」では、今回の新型インフルエンザは、「季節性インフルエンザと類似する点が多い」とされていることなどから、ウイルス毒性の変化や感染の広がりなどの今後の状況にもよりますが、本府としてはこれまでに休業要請をしている保育施設、高齢者通所施設等に対し、**休業を要請する期間については、当初通知どおり5月23日(土)までとします。**

対策本部会議で新たな方針が決定されれば、ホームページ掲載等により正式に通知いたしますので、引き続き、国、府からの情報などを注視し、最新の状況を把握していただきますようお願いいたします。

〔参考〕

首相官邸ホームページ 新型インフルエンザ対策本部(第4回会合) (平成21年5月22日)
「基本的対処方針」「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」、「対処方針Q&A」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課 監理 G

TEL 06-6944-6663

FAX 06-6944-1982